

嵐山町議会は全国町村議会議長会で H23 年度に特別表彰されました。

なぜ、特別表彰されたか、謎です。

議会基本条例は、二セ議会基本条例といわれないようにこだわって3項目を組み込みました

- ① 議会報告会をすること
- ② 請願・陳情があるとき、議会に住民が説明できること
- ③ 議員が自由討議すること

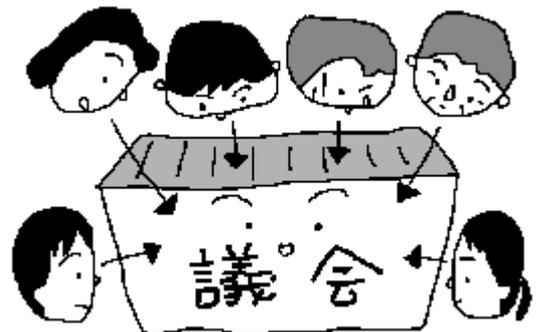
ストップ温暖化条例を議会立案したことが対象になったといわれています。

この4年間で議会が変わったことー

- (1) ①②の実施。
- (2) ボランティアの議会モニターさんとの意見交換 本当ありがとうございます。
- (3) 議会広報による、議案審議の議員個人の賛否一覧の公表など
- (4) 議会報告会は、試行錯誤して進化中。

できていないこと・保留にしていることー

- ③「議会で議員が自由討議する」は実施していません。
議員は議会では議員同志の議論はありません。
議員は議会で議案提案者に質疑するのみです。
議論ができると、論点と課題が明確になります。



実施するように働きかけていました。

ルールも話し合いました。が、議事を休憩にして議論することを政友会 S 議員が提案しました。休憩して議論するのは、議事録にも残りません。

= 休憩中の議案審議は論外です =

私は「議会休憩中は、議場から外にでて休憩する」と宣言しました。

それ以降、議会で議論することの協議はストップしています。

議会で議員が議論すると困ることがあるの？



公明党と自民党の会派「政友会」は、議案審議前に独自に協議します。すべての議案は、政友会が独自に事前協議してから進みます。その結果、議案への対応が統一されたり、バラバラだったり。どなたがどんな意見なのか、政友会以外の議員にはわかりません。

時々、なぜ、議員提出議案に反対したのと聞くと、会派で決まったからという議員がいます。住民への説明責任は果たしてないですね。政友会の議員は多数決を盾にし、町長与党一色です。

議員力は、自分で調査して、分析して、今必要なことを政策にする力、調整する力等をいいます。

多数決を盾とする「政友会」と調整するのは難しく、私の議員力は育たずですが、諦めずに、…。